

平成30年  
公認会計士論文式試験  
企業法

各問題の講評と合格ライン

## 1. 全体の講評

出題形式	変化なし ・ 大問ごとに小問2問 ・ 両大問とも事例形式
出題内容	① 機関が出題されなかった 第1問: 資金調達 第2問: 組織再編行為等 ② 判例が直接出題されなかった ③ 平成26年会社法改正箇所から出題
難易度	昨年に比べて難化 ・ 試験中に何が問われているのか, 何を記述すべきか迷う問題が多かった ・ 制度・論点の全体像に関する理解を前提にその場での対応が求められた

		出題内容
第1問	問題1	会社債権の現物出資 (デット・エクイティ・スワップ)
	問題2	会社財産による仮装払込み (関係者の責任と権利行使の可否)
第2問	問題1	合併を断念させるための 事前の法的手段
	問題2	吸収合併無効の訴え (効力発生後に判明した事前開示の虚偽 記載)

## 2. 第1問(資金調達)の講評と概要

### 問題1

会社債権の現物出資(デット・エクイティ・スワップ)

- ① 募集事項として現物出資財産の内容等を定める
- ② 募集事項を株主総会の特別決議で決定する
- ③ 検査役の調査の要否について検討

### 問題2

会社財産による仮装払込み(関係者の責任と権利行使の可否)

- ① 会社財産による払込み ⇒ 仮装払込みの認定
- ② 払込みを仮装したBの支払責任 ⇒ 無過失責任
- ③ 仮装することに関与した取締役Aの支払責任

AとBは相談のうえ, Aが会社財産をBに交付 ⇒ 無過失責任

- ④ ②または③の支払がされた場合に限り, Bは権利行使可能

## 【第1問の目標点】

	出題内容	目標点 /予想配点
問題1	会社債権の現物出資 (デット・エクイティ・スワップ)	8点/16点
問題2	会社財産による仮装払込み (関係者の責任と権利行使の可否)	11点/24点
裁量点		4点/10点
合計		23点/50点

### 3. 第2問(組織再編行為等)の講評と概要

#### 問題1

合併を断念させるための事前の法的手段

① 吸収合併差止請求の可否を検討

② 本件合併に法令違反があるか

本件合併に招集通知漏れ ⇒ 決議取消事由あり

⇒ 本件合併承認決議に瑕疵あり ⇒ 法令違反あり

③ Aが不利益を受けるおそれ

・ Aは本件総会に参加できなかった ⇒ 反対株主に該当しない

⇒ 株式買取請求権を行使できない ⇒ 不利益あり

## 問題2

吸収合併無効の訴え(効力発生後に判明した事前開示の虚偽記載)

① 吸収合併無効の訴えを提起する必要がある旨

② 提訴期間・提訴権者の要件

③ 合併無効原因の検討

- ・ 法的安定性を確保するため重大な瑕疵に限定すべき
- ・ 事前開示書類の虚偽記載が株主の権利行使に与える影響
  - ⇒ 重大な瑕疵あり
- ・ 虚偽記載が効力発生後に判明した場合は差止めの機会なし
  - ⇒ 事後的救済として無効原因と解するのが相当

④ Bは本件合併無効の訴えを提起

⇒ 本件合併の無効を主張すべき

## 【第2問の目標点】

	出題内容	目標点 /予想配点
問題1	合併を断念させるための 事前の法的手段	7点/14点
問題2	吸収合併無効の訴え (効力発生後に判明した事前開示 の虚偽記載)	11点/26点
裁量点		4点/10点
合計		22点/50点



#### 4. 全体を振り返って

- 目標点は第1問23点，第2問22点の合計45点になるが，これより数点低い**43点程度**が合格予想ボーダーになると考えられる。
- 出題者の意図次第で解答速報以外の記述にも点数が与えられると考えられる。
- 採点方針次第で上記予想ボーダーも大きく変動すると考えられる。

